

## 5 こんなときは？

- 1 市営バス高齢者無料乗車券（ICカード）を使わない場合は、どうしたらいいですか？  
⇒お使いにならない場合、申請する必要はありません。
- 2 市営バス高齢者無料乗車券（ICカード）に顔写真の貼付は必要ですか？  
⇒不要です。写真、シール、テープ等をカードに貼付すると機器の故障の原因になりますので、貼らないでください。
- 3 申請書を紛失・破損した場合は、どうしたらいいですか？  
⇒紛失した場合は、再発行しますので高槻市長寿介護課にご連絡ください。  
破損した場合は、文字が読めるようでしたらそのままご活用ください。
- 4 JR、私鉄、民間バス事業者を利用できますか？  
⇒できません。市営バスのみとなります。
- 5 市営バス高齢者無料乗車券（ICカード）に、お金をチャージすることはできますか？  
⇒できません。
- 6 今まで「市営バス高齢者割引乗車券」を利用していました。どうしたらいいですか？  
⇒「市営バス高齢者無料乗車券」の申請書に同封されている返信用封筒にてご返却ください。カードにチャージ残高が残っている場合は、市営バス案内所等で払戻手続きを行ってください。この際、払戻手続き場所にてカードは回収されます。

❗ ご返却後は残高の払戻ができません

## 6 申請窓口（市内郵便局一覧）

【取扱時間】 平日 9:00 ~ 17:00

1	高槻郵便局	中川町1-1	20	高槻深沢郵便局	深沢町1-25-9
2	高槻北郵便局	別所新町4-1	21	高槻竹の内郵便局	竹の内町28-8
3	高槻日吉台郵便局	日吉台五番町9-5	22	高槻下田部郵便局	登町16-1
4	高槻芝谷郵便局	寺谷町19-8	23	高槻城内郵便局	八幡町10-2
5	高槻安岡寺郵便局	松が丘1-10-19	24	高槻若松郵便局	若松町29-14
6	高槻松が丘郵便局	松が丘4-7-10	25	高槻城北郵便局	城北町1-8-17
7	高槻大蔵司郵便局	大蔵司2-52-3	26	高槻天王郵便局	天王町6-2
8	高槻南平台郵便局	南平台5-22-10	27	高槻駅前郵便局	紺屋町5-15
9	高槻塚原郵便局	塚原4-1-17	28	高槻富田郵便局	富田町3-2-24
10	高槻天神郵便局	奥天神町1-19-11	29	高槻津之江郵便局	津之江町2-1-21
11	高槻真上郵便局	真上町2-4-26	30	高槻芝生郵便局	芝生町2-1-3
12	高槻芥川郵便局	芥川町2-11-5	31	高槻川添郵便局	川添2-16-13
13	高槻川西郵便局	川西町2-30-10	32	高槻寿郵便局	寿町1-6-11
14	高槻氷室郵便局	氷室町1-24-8	33	高槻三箇牧郵便局	三島江2-7-6
15	高槻宮田郵便局	宮田町1-25-13	34	高槻唐崎西郵便局	唐崎西1-25-3
16	高槻富田丘郵便局	富田丘町28-5	35	高槻柱本郵便局	柱本新町6-1
17	高槻上牧駅前郵便局	上牧南駅前町4-6	36	高槻富田西郵便局	南総持寺町7-3
18	高槻野田郵便局	野田3-11-23	37	高槻牧田郵便局	牧田町7-56-4
19	高槻藤の里郵便局	藤の里町10-6			

樫田簡易郵便局では申請できません

# 高槻市営バス高齢者無料乗車券 （ICカード）交付手続きのご案内

どうやって  
受け取るの？



高槻市マスコットキャラクター  
はにたん



有効期間は？

市営バスの  
乗り方は？

市営バス高齢者無料乗車制度をご利用いただく場合は、次ページの申請方法に従って、申請手続きを行ってください。

# 1 申請方法

同封している申請書に必要事項を記入し、裏面に記載のあるいずれかの市内郵便局（榎田簡易郵便局をのぞく）で申請してください。

「申請書」・「本人（又は代理人）であることが確認できる書類」の両方が必要です。

※ICカードの交付は、高槻市長寿介護課窓口では手続きできません

※郵便局窓口の混雑状況等により、お待ちいただくことがあります

## 手順

- 1 **申請書に必要事項を記入**

※代理人が申請する場合は、委任欄への記入を忘れないでください
- 2 **本人（又は代理人）であることの確認書類を用意**
  - ①保険証（国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険など）
  - ②高齢受給者証 ③運転免許証 ④パスポート
  - ⑤マイナンバーカード のいずれか

※個人番号の記載された紙の通知カードは不可
- 3 **市内郵便局に「申請書」・「確認書類」を提出**

※榎田簡易郵便局では申請できません
- 4 **市営バス高齢者無料乗車券を交付**

**!** 市営バス高齢者割引乗車券から切り替える場合は、市営バス案内所等でチャージ残高の払戻手続きを行ってください

※本人以外は利用できません  
 ※不正に使用された場合、無効として回収し、以後、再交付いたしません



# 2 有効期間

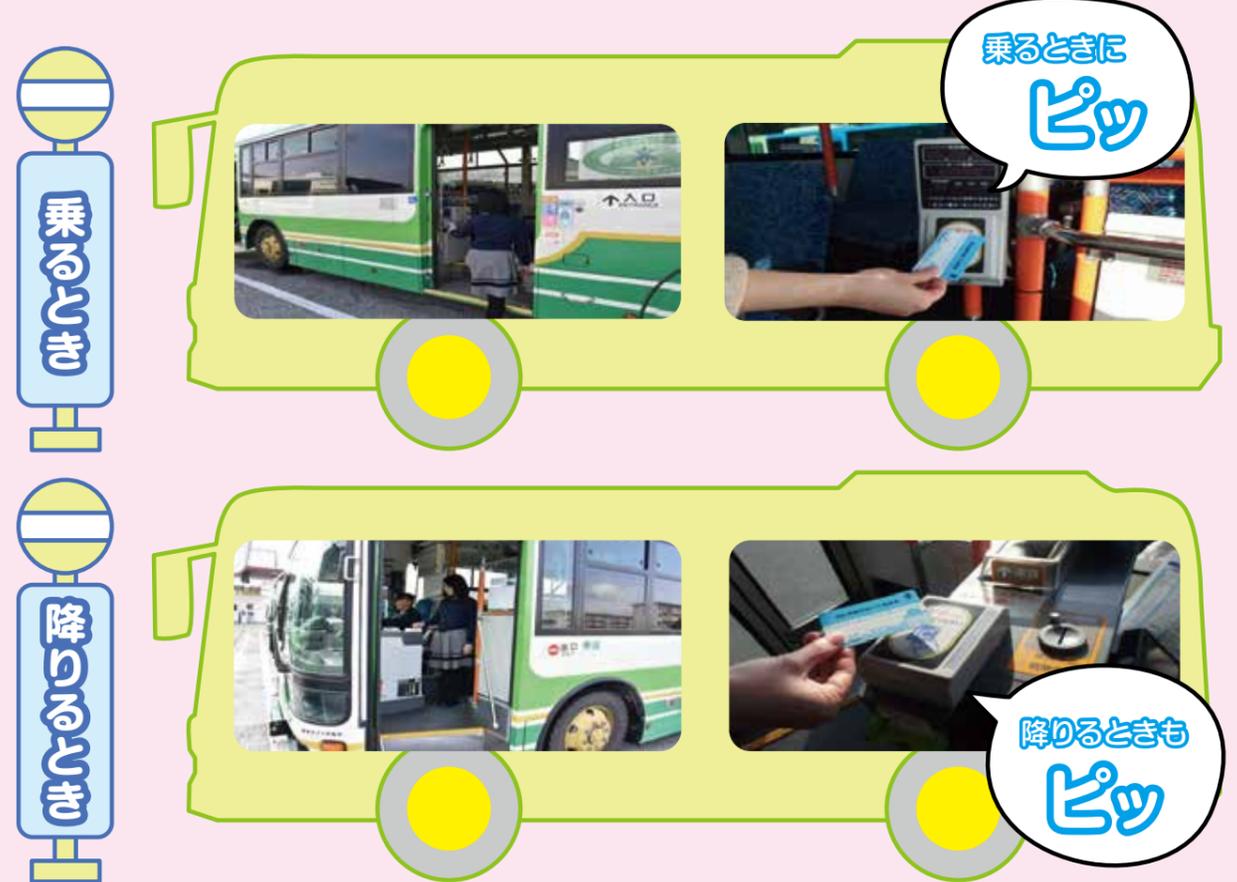
有効期間はありません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、高槻市長寿介護課に返還してください。

- ①市外に転出したとき
- ②本人が死亡したとき（親族・同居人等が返還）
- ③その他、カードの種別変更等により市からの求めがあったとき

# 3 乗車方法（2タッチ方式）

「乗るとき・降りるとき」にICカード読み取り機にタッチが必要です。

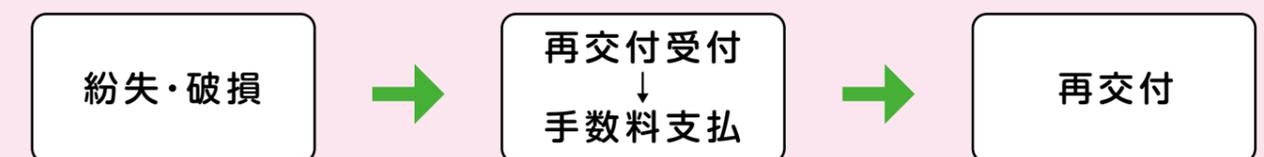


# 4 紛失・破損による再交付

紛失・破損で使えなくなった場合は、高槻市長寿介護課窓口で手続きしてください。

市内郵便局では再交付できませんのでご注意ください。

再交付の際には、手数料500円が必要です。



※再交付後（支払い後）に、旧乗車券が見つかった場合は、速やかにご返却ください。  
 （その場合でも手数料の返金はできません）